

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 462,531 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,450,903 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	227,255			8,408	34,094	184,753
社会福祉事業	27,221				4,240	22,981
障害者福祉事業	42,966				6,693	36,273
老人福祉事業	98,211			8,408	13,991	75,812
児童福祉事業	58,857				9,170	49,687
社会保険	1,725,770	283,271			224,728	1,217,771
介護保険事業	815,509	38,313			121,080	656,116
後期高齢者運営事業	613,580	125,985			75,963	411,632
国民健康保険事業	296,681	118,973			27,685	150,023
保健衛生	1,497,878	123,876	24,000	42,424	203,709	1,103,869
疾病対策予防事業	128,803	1,996		41,111	13,350	72,346
母子保健事業	20,557	3,507		180	2,629	14,241
医療に係る施策	1,348,518	118,373	24,000	1,133	187,730	1,017,282
合計	3,450,903	407,147	24,000	50,832	462,531	2,506,393